

「第3次京都市生活安全（防犯・交通事故防止）基本計画（案）」
に関する市民意見の募集について

本市では、京都市生活安全条例（以下「条例」という。）に基づき、地域における犯罪及び交通事故を未然に防止するため、市民等の安全の確保に関する施策を推進し、安心して生活できる安全な地域社会の実現を図っております。

条例に基づき、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している京都市生活安全基本計画（以下「計画」という。）の取組期間が令和2年度までとなっていることから、現在、令和3年度以降の次期計画の策定作業を進めております。

この度、学識経験者や各種団体の代表等で構成される京都市生活安全施策審議会での議論等を経て、次期計画（案）を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しますので、御報告いたします。

1 次期計画（案）について

別添資料1リーフレット及び資料2冊子のとおり

＜計画（案）の概要＞

(1) 将来像（基本理念、目指すべき社会）

- ア 基本理念 すべての世代の、より多くの市民等による活動や発信などにより、市民全体の安心安全を形成していく
- イ 目指すべき社会
 - ①個人・団体・事業者などあらゆる活動主体が防犯活動等に取り組んでいる社会
 - ②どのような状況下においても防犯活動等が継続できる社会
 - ③犯罪が発生し、被害が生じても、それを乗り越えて、安心して、暮らせる社会

(2) 重点戦略 ①犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりの推進

(3つの柱)

- (ア) 犯罪や交通事故が発生しにくい環境の整備
 - (イ) 市民一人一人の防犯力、交通事故防止力の向上
 - (ウ) 犯罪等による被害が生じた場合の被害者等の支援
- ②地域における「見せる防犯」の拡大 ～防犯活動の活性化～
 - (ア) 市民・事業者等が防犯活動等に積極的に参加できるための取組の推進
 - (イ) 地域における身近な防犯の目を増加させる取組の推進
- ③新たな社会状況の変化に対応した取組の推進
 - (ア) 急速に進化・多様化する情報通信社会への対応
 - (イ) すべての人が安心・安全を感じることができる地域共生社会の実現
 - (ウ) 予測できない、突発的な危機にも対応し、絶やすことのない持続可能な防犯活動の推進

(3) 成果指標

- ①刑法犯認知件数＜安全を測る指数＞：1万件以下を維持
- ②体感治安＜安心を測る指数＞：50%以上

2 計画策定にかかる検討経過及び今後のスケジュール

(1) 検討経過

令和元年 9月 令和元年度第2回京都市生活安全施策審議会
(重点戦略(3つの柱)について審議)

1 1月 次期計画に向けた市民アンケート調査実施

令和2年 5月 令和2年度第1回京都市生活安全施策審議会
(成果指標について意見聴取(※))

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の審議会開催を中止し、資料送付により意見聴取

9月 令和2年度第2回京都市生活安全施策審議会
(諮問、計画素案について審議)

1 2月 令和2年度第3回京都市生活安全施策審議会
(計画中間案及びパブリックコメント実施について審議)

(2) 今後のスケジュール

令和3年 1月 市民意見の募集開始(1月29日～3月1日)

5月頃 令和3年度第1回京都市生活安全施策審議会
(パブリックコメントの結果を踏まえた最終答申案について審議)

6月頃 審議会から市長へ答申

9月頃 第3次計画策定

3 市民意見の募集

(1) 募集期間

令和3年1月29日(金)～3月1日(月)

(2) 応募方法

郵送、FAX、電子メール、持参、ホームページの意見募集フォーム

(3) 意見募集リーフレット配布場所

市役所案内所、各区役所・支所、各市立図書館等で配布するとともに、本市ホームページにも掲載します。